

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例等の見直しについて

1 5年以内の見直し条項について

(1) 地方分権前の状況

2000年地方分権一括法施行の前までは、条例において、見直し条項を入れることなどは、ご法度でありました。

それは、自治体の最高法規である条例の完成度は限りなく高いものでなければならず、したがって、5年という「短い」間で、条例の内容を見直す余地などないという考えであったからです。

実際にも、2000年以前の条例の改正は、関係法令の改正に伴うものがほとんどであり、内容そのものを見直して改正するということは、ほとんど行われていませんでした。

(2) 地方分権の影響

2000年地方分権一括法の自治体に対する影響は大きいものでした。

機関委任事務が廃止され、自治体の条例制定権は格段に拡大し、地域の特性に応じた内容となるような条例策定が自治体に求められるようになりました。

その結果、各自治体は、新規に数多くの条例を策定することになり、その策定作業に追われることになりました。

(3) 見直し条項のスタート

2000年地方分権一括法により、それまでに策定してこなかったような新規分野における条例を自治体が策定するに当たり、十分なノウハウがあったわけでもなく、また、限られた時間の中での策定は、結果として、不安を抱えたままの条例公布となることも少なくありませんでした。

それに加えて、自治体をめぐる環境の変化が激しく、以前は短いとされた5年の間にも環境が大きく変わる事となったことに伴い、条例を改正する必要性が生じるようになりました。

条例の完成度をさらに上げるために、そして、条例が環境の変化に対応するために活用されることになったのが、5年以内の見直し条項でした。

(4) 見直し条項活用の加速

その後、2011年の、いわゆる地域主権改革による義務付け・枠付けの見直しが行われ、基準、施策等を国に代わり、自治体が条例を持って自ら決定することになりました。

基準、施策等を自治体が条例化するに当たり、国は基準として、省令をもって示すことになりました。

しかし、その省令が公布される時期が遅く、自治体の条例策定の作業期間は極めて短いものとならざるを得ませんでした。

そして、策定すべき条例について、法令によって求められる施行期日が迫る中で、いわば、見切り発車的に進めていかなければならない事態も生じてきました。

こういった状況の中、従前の条例の完成度をさらに上げること、条例を環境の変化に対応させることといった理由に加え、確定しきれない自治体の方向性をあらためて考えるということが出てきて、5年以内の見直し条項の活用は加速されていきました。そして、国が法律の規定に、見直し条項を入れるようになったのも加速する一因となりました。

(5) 見直しの意義

以上のように、活用されるようになった5年以内の見直しは、一般的には、条例と実際の現場がかい離してしまったときなどに行われる抜本的な見直しのほか、試行錯誤的な取り組みの結果を検証し、本格的な取り組みを始めることなどが行われます。

その結果、かなりの大改正が行われる場合も出てきています。

2 今回の見直しの根幹

(1) 基準の特異性

今回見直す条例、すなわち、児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例、指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例、指定障害児入所施設等の人員等に関する基準等を定める条例の基準については、地域の特性に応じて、各自治体が特色ある条例を策定するというよりも、ある程度、全国で均一の内容となる

ようにし、一定のレベルを維持することが求められているものであります。

したがって、国が基準として示している省令についても、全国を意識した、規律密度が高いものとなっており、各自治体が策定する条例も、省令の内容に沿ったものとなっています。

(2) 技術的助言の影響

地方自治法 245 条の 4 の規定による技術的助言は、本来は、各大臣等が、自治体に対し、事務の運営等において適切なものを提供するものであり、自治体に対する強制力が強いわけではありません。

したがって、自治体は、ときに、技術的な助言を参考にしながらも、その内容に沿っていない規定を設けることもあります。

しかしながら、今回見直しを行う条例に係る事務に関する技術的助言については、全国で足並みを揃えて行うべき内容となっています。

よって、ほぼすべての自治体はその内容に沿って、条例を策定している状況にあります。

(3) 見直しの内容

以上のことから、今回の見直しについては、試行錯誤的な内容を含んでいないこと、見切り発車的な策定をしたものでないことから、大きな見直しを行う余地はないものであります。

見直すべき内容としては、条文の表現が一般的でなく、条文の解釈に勘違いを生む可能性があるものを改正することと、国が基準を示す省令の改正施行期日と整合させる手法をどうするかを中心としていきたいと考えております。